

一般社団法人岩手県建設産業団体連合会会長 様

岩手県県土整備部

建設技術振興課総括課長

建設資材・労働者確保のための「施工準備期間」の設定について

県土整備部所管工事（建築工事を除く）における「施工準備期間」の設定については、平成 26 年 1 月 16 日付け建技第 629 号により通知しているところですが、運用の一部を下記のとおり改定しましたので参考までに通知します。（改定内容は下線部）

これに伴い平成 26 年 1 月 16 日付け建技第 629 号は廃止します。

記

1 施工準備期間の設定について

- (1) 建設資材、労働者確保等を事前に計画的に準備するための施工準備期間を、30 日以上 90 日以下の範囲で設定できるものとする。
- (2) 施工準備期間の設定は下記のとおりとする。
  - (ア) 工事日数が 90 日以下の場合は、30 日とする。
  - (イ) 工事日数が 90 日を超え 300 日以下の場合は、30 日以上工事日数の 30% 以下で設定する。
  - (ウ) 工事日数が 300 日を超える場合は、30 日以上 90 日以下で設定する。

工事日数とは、土木工事標準積算基準書（運用編）により算定したものの

- (3) 施工準備期間の設定にあたって、繰越や債務負担等が必要となる場合には、事業所管課と調整し、必要な手続きを適切に行うこと。

2 着工日の設定

施工準備期間を設定した工事の受注者は、施工準備期間内の任意の日を着工日として設定し発注者に報告するものとする。

3 施工準備期間内における技術者の取扱い

契約締結日から着工日までの期間は技術者の配置を要しない。

4 対象工事

- (1) 県土整備部が所管する県営建設工事（建築工事を除く）
- (2) 平成 26 年 12 月 1 日以降入札公告に付する工事

5 手続き等について

- (1) 特記仕様書に「施工準備期間」の設定工事であることを明示する。
- (2) 受注者は施工準備期間内に着工日を定め、別紙様式による着工日報告書を契約書別記第3条による工程表と同時に提出するものとする。

#### 6 積算上の取扱い

- (1) 工期の設定は、土木工事標準積算基準書（運用編）による工事日数と施工準備期間を合算したものとす。
- (2) 積算に工期が影響する場合（現場管理費の算出における冬期率等）は、施工準備期間を含めた工期（施工準備期間＋工事日数）により積算するものとする。
- (3) その他、施工準備期間の設定により増加する経費は計上しない。

担当 技術企画指導担当 土佐 内線 5951
------------------------------